

岩手県労働委員会年報

令和7年版

〔労働委員会制度創設
80周年記念特別号〕

岩手県労働委員会事務局

は し が き

労働委員会制度は、令和7年度（令和8年3月）をもって、創設80周年を迎えることとなりました。

本誌は、例年発刊しております本県労働委員会の年報と80周年記念特別号の合併号として編集いたしました。

第1部を記念特集として過去10年間における活動状況を収録し、第2部を令和7年1月から12月までの1年間の活動状況を取りまとめた年報としております。

この冊子が、日頃、労働関係の業務に携わっておられる皆様をはじめ、関係各位のご参考となりましたら、幸いに存じます。

令和8年3月

岩手県労働委員会事務局

目 次

第 1 部 制度創設 80 周年記念特集

第 1 章 記念随想

◆特別寄稿

『岩手県労働委員会での印象深い思い出』

前々会長 宮本 ともみ …………… 1

『労働委員会の活性化は続く』

前会長 長谷川 大 …………… 3

◆記念撮影 第 50 期委員 …………… 5

◆記念寄稿

『岩手県労働委員会 80 周年を迎えて』

会長 太田 秀栄 …………… 6

『労働委員会 80 周年に寄せて』

労働者委員 鈴木 圭 …………… 8

『労働委員会制度創設 80 周年に寄せて』

使用者委員 平野 佳則 …………… 10

第 2 章 経済・労働情勢の概況と岩手県労働委員会の活動（平成 28 年～令和 7 年）

第 1 節 国内状況 …………… 12

第 2 節 県内状況 …………… 13

第 3 節 岩手県労働委員会の活動 …………… 14

1 審査関係 …………… 14

2 調整関係 …………… 15

3 労働相談関係 …………… 17

4 活性化関係 …………… 18

第 3 章 名 簿

◆歴代委員名簿（第 46 期～50 期） …………… 20

◆歴代事務局職員名簿（平成 28 年度～令和 7 年度） …………… 21

第 2 部 年 報（令和 7 年）

第 1 章 総 説

第 1 節 労働委員会の組織等 …………… 23

1 労働委員会 …………… 23

2 委員 …………… 23

3 あっせん員候補者 …………… 24

4 事務局 …………… 25

第 2 節 労働委員会の活動状況 …………… 26

1 会議等 …………… 26

2 審査 …………… 26

3 調整 …………… 26

4 労働委員会の活性化 …………… 26

5 月別活動状況 …………… 27

第2章	会 議	
第1節	総 会	30
第2節	公益委員会議	36
第3節	調停委員会	36
第4節	仲裁委員会	36
第5節	小委員会	36
第6節	各種連絡会議	37
1	全国会議	
	(1) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会	37
	(2) 全国労働委員会会長連絡会議	37
2	ブロック会議	37
	(1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会	37
	(2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会	38
第3章	審 査	
第1節	労働組合の資格審査	39
第2節	地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示	39
第3節	不当労働行為事件の審査	40
1	概 況	40
2	審査の目標期間の達成状況	40
3	新規申立ての状況	41
第4節	再審査事件	42
第5節	行政訴訟事件	42
第4章	調 整	
第1節	労働争議の調整	43
1	概 況	43
2	新規申請の状況	43
3	調整事件の概要	47
第2節	争議行為予告通知及び実情調査	48
1	争議行為予告通知の概況	48
2	実情調査の概況	48
第3節	個別労働関係紛争のあっせん	49
1	概 況	49
2	新規申請の状況	50
3	あっせん事件の概要	53
第4節	労働相談	56
1	労働相談の概況	56
2	出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催	57
第5章	労働委員会の活性化	59
1	主な取組内容	59
2	今後の取組	59
◆ 資 料 編		
1	不当労働行為(不公正労働行為)事件数	61
2	命令決定事件一覧表(命令決定年月日順)	63
3	労働争議の調整事件数(昭和21年～令和7年)	67
4	個別労働関係紛争のあっせん事件数(平成14年～令和7年)	70

第 1 部

制度創設80周年記念特集

第1章 記念随想

◆ 特別寄稿

『岩手県労働委員会での印象深い思い出』

前々会長 宮本 ともみ
(第46期、第47期会長)



岩手県労働委員会制度創設 80 周年、誠におめでとうございます。これまでの公労使委員ならびに事務局のみなさまのご尽力に心より敬意を表するとともに、私もともに祝福にあずかりたいと思います。

私は岩手県労働委員会では、平成 20 年（2008 年）10 月から公益委員に就任し、その後、平成 24 年 10 月より会長代理、そして平成 28 年 10 月より会長として令和 2 年 9 月までお世話になりました。ここでは、とくに印象に残っている在任期間中の思い出をいくつかお話しします。

一つは、平成 25 年 5 月 31 日に当労働委員会に不当労働行為救済が申立てられた NPO 法人「大雪りばあねっと。」の事件です。記憶しておられる方も多いと思いますが、同法人は、山田町から委託された東日本大震災の復興雇用事業に関する補助金の使途不明金が発覚し、全国的に報道されて広く世間の耳目を集めていました。救済申立ての経緯ですが、平成 24 年 12 月に同法人の従業員約 140 名が解雇されたため、組合が翌平成 25 年 3～5 月に団体交渉を申し入れます。しかし、同法人は団体交渉に応じることのないまま、同年 5 月 15 日に東京地裁で破産手続開始決定が出されました。このため、組合が事業破綻の経緯説明と謝罪および解雇予告手当等に関する団体交渉に応じる救済の申立てを行いました。私が審査委員長に任命され、審査に臨むことになりました。

当時、破産した法人代表者は所在不明で、審査手続を進めるに際しても大変な苦労がともなったのですが、それよりも心に残っているのは、救済の利益についてです。当時の状況からすれば、救済命令を出しても現実に団体交渉を実施することができるかは不明でしたし、すでに破産した法人を相手に救済命令を出す意味があるかという点です。それでも、当労働委員会は、破産財団に属する財産の管理および処分に関する事項以外の非金銭的事項については破産した NPO 法人でも使用者性を有しており、組合が求める破産の経緯説明と謝罪に応じることが可能として、平成 26 年 1 月 15 日に救済命令を出しました。その後、同法人は中労委に再審査を申立てますが、同年 8 月 28 日、同法人と組合は和解に至ります。当時の報道によると、法人代表の直筆署名入りで「倒産や解雇にいたったことを経営陣として責任を感じており、心よりおわび申し上げます」という

趣旨の謝罪文により組合と和解しています（岩手日報平成 26 年 9 月 3 日付）。本事件の審査における試行錯誤は、今でも鮮明に思い出すことがあります。

二つは、労働委員会の公労使の三者構成という特色についてです。私が三者構成という特色に感じ入ったのは、個別労働紛争関係のあっせん事件です。あっせん事件は紛争解決を目指して、長時間にわたり根気強く進めることが多いのですが、紛争当事者の歩み寄りに力を発揮するのは、何ととっても、経験豊富で信頼のある労働者委員および使用者委員による当事者への説得です。他機関のあっせん調整にない、労働委員会の利点であり強みでもあります。もう一つ、公労使三者構成の良さをかみしめた個人的な思い出があります。それは、活性化の取組における街頭での労働委員会宣伝ティッシュの配布です。私がなかなか受け取ってもらえないすぐ横で、労働者委員は威勢よくあつという間に配布を終え、町の人々に顔を知られている使用者委員のティッシュも見なくなりしました。通常立場がまったく異なる公労使委員が協力して労働委員会の活性化業務に取り組む面白さを、しみじみ味わうことができました。

三つは、事務局のみなさんの力です。岩手県労働委員会は、通常の総会および公益委員会議のほか、研修や情報交換のための全国および北海道・東北ブロック会議が年に複数回あります。そこに、審査や調整といった本来の業務および活性化への取り組みが常時あります。これも、他の審議会等にはない、独立行政委員会としての労働委員会の特色です。これらの業務をこなすためには、事務局の周到な準備が欠かせません。岩手県労働委員会の就任期間中は事務局の方々の多大なる尽力を賜りましたし、また、岩手県の事情に詳しい事務局職員さんたちとのうんちくある懇談も沢山行いました。忘れられない思い出です。

岩手県労働委員会が、これからも公労使委員および事務局が一体となって、労働委員会の特色や強みを活かして、県内の労使関係のみなさまのために発展していかれることを願っています。

『労働委員会の活性化は続く』

前会長 長谷川 大
(第48期、第49期会長)



労働委員会制度創設 80 周年、おめでとうございます。

私は、平成 24 年（2012 年）10 月から公益委員に就任し、平成 28 年 10 月から令和 2 年 9 月まで会長代理、令和 2 年 10 月から令和 6 年 9 月まで会長を務めました。この間、平成 26 年 10 月から令和 2 年 9 月までの 6 年間、活性化検討委員会の委員長を務め、第 2 次活性化計画（平成 28 年度からの 3 か年計画）及び第 3 次活性化計画（平成 31 年度からの 3 か年計画）に関わったこともあり、委員及び事務局の皆さまと共に、様々な労働委員会の活性化に取り組んだことが、委員在任中の印象として、最も強く残っています。

私が労働委員会活性化の必要性を強く意識するに至った契機は、大きく 2 つあります。一つ目は、委員就任一期目に業務を経験していく中で、労使紛争解決手段としての労働委員会の有用性が、更にはそもそも存在自体が、県民や事業者に十分周知されていないことが、非常に「勿体ない」と単純に思ったことでした。二つ目は、私の公益委員の前任者であった石川哲元会長から、時代や社会情勢の変化に合わせて積極的に活性化を進め、新たな取り組みを行っていかないと、労働委員会の存在意義が失われ、ひいては存続自体が危ぶまれることになりかねないというお話を聞いたことで、私の中で、「活性化」が半ば強迫観念（？）のようになったことでした。

活性化計画策定準備の一つとして、県外（先進地）調査として、他の都道府県労委を訪問して懇談等の機会を頂きました（この 10 年間で、平成 26 年度に高知県、徳島県、平成 27 年度に島根県と新潟県、平成 30 年度に広島県と兵庫県、令和 6 年度に山梨県と静岡県、合計 8 労委）。この機会是非常に有益であり、広報、労働相談、委員の資質向上等、様々な事柄について活発な意見交換等を行い、資料だけでは分からない貴重な情報等を頂くことができました。

それらを参考にして、まずは「広報」に力を入れ、ポスターやパンフレットの刷新、テレビ・ラジオ出演、公共交通機関での宣伝、商業施設でのティッシュ配布に県のキャラクター「わんこきょうだい」を動員、その他、様々な方法、媒体による広報活動を試み、実施しました。

新たな取組み、成果としては、まず、フリーダイヤルによる事務局電話相談を実施し、それまで年間 12 回開催していた出張相談会に加えて毎月定例の相談会を開催し、さらには平日夜間の相談会を開催する等して相談件数は大幅に増加し、相談からあっせん申立に繋がる事案が相当数生まれました。次に、主に高校生や大学生を対象に「働き方ルール」についての出前講座を実施しましたが、年々依頼が増加して平成 28 年度には想定以上の依頼が寄せられて対応困難となったこともありました。また、あっせん、審査の件数が少なく、委員及び事務局の O J T の機会が十分でないことから、事案終結後に担当委員の詳細な報告の後に質疑、意見交換等を行う形式での事案研修会や、東京都労委の審査事案の審問期日見学等、委員及び事務局の資質向上に向けた取組みも始めました。

以上のような取組み等を、歴代の委員及び事務局の皆さまのご理解、ご協力を賜りながら進めてきた結果、岩手県労働委員会の活性化に向けた取組状況は、（手前味噌のようですが）全国でも相当進んだ内容のものになったと思います。さらに今後、労働委員会が、その「存在意義」を高めながら、創設 90 周年、100 周年、さらにその先を迎えるために、決して慢心、油断することなく「活性化」に向けた取組みを不断に続け、県民や事業者にとって身近で頼れる労使紛争解決機関となることを祈念しています。

◆ 記念撮影



現 委 員（第50期委員）

佐 々 木 委 員	佐 藤 委 員	紺 野 委 員	山 岸 委 員	松 川 委 員	柴 田 委 員	石 川 委 員	藤 田 委 員
鈴 木 委 員	渡 部 委 員	本 田 委 員	太 田 会 長	石 堂 会 長 代 理	山 崎 委 員	平 野 委 員	

◆ 記念寄稿

『岩手県労働委員会 80 周年を迎えて』



会 長 太 田 秀 栄

80年の長きに渡り、この労働委員会制度を支えてこられた諸先輩委員の方々、そして事務局職員の方々に心より感謝と敬意を表するとともに、現委員及び現事務局職員とともに大いに祝い、そして、さらなる邁進を誓い合いたいと思います。

労働委員会が受け付ける相談や紛争事案は、集団から個別へという傾向がはっきりと表れており、ここ数年、審査事案は皆無です。いっぽうで、個別あっせんは増加傾向にあり、内容も複雑で、以前から多かった賃金や解雇などを巡る事案に加えて、ハラスメント系事案が目立ってきています。

70周年記念誌を振り返ると、当時の石川哲前委員長が、「これから労働委員会は打って出る」と指摘されておりました。労働委員会は、集団的紛争であれば、紛争が持ちこまれるのを待っていればいいが、個別紛争であれば、個々の労働者の方々に労働委員会が身近な存在であることを理解して頂くための努力が必要だという趣旨でした。

打って出るという観点から見ると、現在の岩手県労働委員会は、相当に打って出ていると思われます。昨年、ワークルールやハラスメント等に関する出前講座は16回、出前相談は8回実施しており、各側委員がフル回転状態です。

また、会長である私は、事務局の主導で、県政記者クラブでの記者レクその他、弁護士会会長と社会保険労務士会会長に面談して、労働委員会の個別あっせん等紛争解決制度について説明させて頂きました。

広報においても、岩手県のホームページでの掲載を始め、盛岡駅構内や県立図書館でのポスター等の掲示、テレビでの「わんこ広報室」、街頭などでのティッシュ配布、経営者協会誌への掲載など多種多様な方法により、労働委員会の認知度を高めようと努めてきましたが、果たしてどの程度認知度が高まったのでしょうか。

個別あっせんを経験してきて申し上げられるのは、労働委員会の公労使三者構成は、紛争解決に極めて効果的であるという自負です。労働者委員が労働者の心情に寄り添いながら合意に導き、使用者委員が経営の困難さに理解を示しながら、紛争解決のメリッ

トを説くなど、他の紛争解決機関には見られない柔軟性、深み、厚みがあります。だからこそ、労働委員会の存在、機能、役割を広く知って頂くことが働く人々の利益につながるものと信じております。

そして、個別あっせんへの対応が増えるということは、委員にとって、不当労働行為関連に留まらない知見を高める必要があるということです。個別紛争は、あまりにも多種多様で、関連する法律も幅広く、その場で瞬時に回答しなければならない場面もあり、委員としての資質が問われるものと思われまます。労働委員会内での研修の機会は少なくありませんが、自己研鑽も重要であると、自戒を込めて痛感するところです。

そうはいつでも、「働き方改革」を引くまでもなく、委員自身が、働き過ぎで体調を崩すことなく、良好な労働環境を保ちながら、職責を果たすことが肝要です。全国会議等で各都道府県労委の取組状況を見ると、岩手県労働委員会が働き者であることがよく分かります。

各側委員間相互と事務局の間で交流を十分に深め、意思疎通を円滑にして、英気を養い、労働者と事業所が健全な労使関係を築くために少しでも貢献し、ひいては岩手県民の幸福追求の一助となることを目指して歩き続けましょう。

『労働委員会 80 周年に寄せて』



労働者委員 鈴木 圭

80 年という長きに亘り、岩手地方労働委員会から岩手県労働委員会に携わってきた諸先輩方や関係者の皆さまに衷心より敬意を表します。

私が労働者委員に就任したのは平成 26 年（2014 年）10 月、40 歳の時でした。労働委員会という組織名は知り得ていたもののどのような活動を行っているかまでは理解していなかった記憶があります。当時は少しでも早く労働委員会のことを理解し貢献できるようにしなければとの思いと、準司法的対応や労働関係法規に精通していない自らの弱さにかかなりのプレッシャーを感じざるを得ませんでした。

私の所属する単位組合は昭和 28 年に結成し、これまでの歴史の中で円滑な労使関係が構築されており、近年ではこれといった労使紛争は聞いたことも経験したこともありません。したがって、単組内での紛争解決の経験はなく、あっても個別の案件くらいで、その内容も労働委員会が扱う事件とは比較にならない内容でした。そのような状況でしたので、経験の乏しい私自身が経験したことのない労使の課題を解決するために適切な助言ができるか、加えて、論点を明確にして法律や過去の判例を根拠に説得力のある説明ができるか、そのような不安を日々感じながら定例総会や研修会等に出席していた記憶があります。

就任後、1 年が経過し定例的な対応に順応し始めた頃、不当労働行為事件（審査事件）が申し立てされ、同じ労働者委員の先輩方がいるにも関わらず私が参与委員として指名されました。当時は、事件数は多くないものの一定の周期で事件が発生し各側の委員はそれなりに事件を担当するのだろうと思っていましたが、今振り返ると実際に審査まで行った事件は、この時私が担当した事件が最後となっています。

この寄稿をするにあたり、参与委員としての当時の意見書を読み返したところ、あまりのレベルの低さに一人恥ずかしさを感じ、それと同時に、委員としてはまだまだですが、労働委員会の委員に就任して学んだことの多さ、数少ないながらも経験を積んできたこと、および、様々な立場の委員による多様な意見を聞いてきたことが私自身の成長に繋がっているのではないかと感じたところです。

この 10 年を振り返ってみても、岩手県労働委員会の取り組みは深化しています。活性化の取り組みの成果としては、労働相談件数は高止まりの状況、出前相談、出前講座等、常に取り組みの検証と新たな挑戦を繰り返してきた時期だったと思います。そのことが数字にも表れており以前よりは少しずつ県民に認知されてきたのだと考えます。困ったときに頼れる存在の一つであるために、これからも岩手県民に広く認知される労働委員会であってほしいものです。

労働組合の組織率が年々低下の一途をたどる中、これから労働委員会が担う役割はどのように変化していくか、多様な雇用形態が存在し、使用者や労働者のニーズも変化していくことも想定されます。時代の変化を先取りし先手を打てるのが望ましいですが、変化に置いて行かれないことが肝心です。

これからも、労働委員会制度の最大の強みである公労使三者構成を活かして、岩手県民や労使によりそう岩手県労働委員会として発展していくことをご祈念申し上げます。

また、県内企業が健全な労使関係のもと、安心して働ける雇用と労働環境が構築されるよう微力ながら引き続き取り組んでまいりたいと思います。

『労働委員会制度創設 80 周年に寄せて』



使用者委員 平野 佳則

労働委員会制度が創設から 80 周年という節目を迎えましたことに、まず心よりお祝い申し上げます。長年にわたり、この制度を支え、発展に尽力されてきたすべての関係者の皆様に、深く敬意を表します。私が労働委員会使用者委員に平成 28 年（2016 年）10 月 1 日就任して、現在 5 期目となりました。

最初就任前は、労働委員会という組織があることを知らず事前に説明を伺う中で、労使間の紛争解決を図る機関の一つで、公益委員、労働者委員、使用者委員という三者構成であること、岩手県の組織であり、県職員が事務局として常駐していることなど知りました。そのような組織の中で、私がお役に立てるか不安がありましたが、自分自身の勉強のためと考え務める事に致しました。

公労使三者構成という制度は、立場の異なる委員がそれぞれの視点から真摯に意見を交わすことにより、公正・中立な判断が導き出されるという点で、極めて有効な仕組みであると感じています。また、労働委員会に関わる中で、労働者委員、公益委員の皆様、他の使用者委員の皆様から多くのことを学ばせていただいております。労働組合の中には産業別労働組合の他、合同労組があり色々な立場や考え方が異なっていること、弁護士さんの中にも労働組合寄りと使用者寄りの活動に分かれている場合があること、最近多くなっている退職代行は組合などを名乗り非弁行為が見受けられることなど、現代社会の実態について、それぞれの職務で携わっている経験から最新の情報を伺えることがあります。

時代の流れとともに、労働委員会の扱う事件が変化しています。集团的労使紛争から個別労使関係紛争へ移り変わり、単純な企業内労働組合との労使関係だけでなく、合同労組と使用者の紛争、事業者から見てフリーランス（個人事業主）に依頼する業務において、労働者性を確認した上でその有無に応じた判断が必要とされる事案なども増え、労働委員会は社会の変化に合わせて最新の判例も踏まえつつ、常に時代に合わせた事件対応が必要とされます。

最近の労働相談会では、ほとんどが個別労働問題についてであります。あっせん事件

にも幾つか携わらせて頂きました。解決に至った事件もありますが、力が及ばず取り下げなど解決に至らなかった事件もあります。使用者委員として経営者に寄り添うように努めても理解して頂けないケースや厳しい事をお伝えする中でも受け入れて頂けた事もあり、それぞれの事件に色々な想いが残っています。

岩手県労働委員会では、審問となる事件が少なく、委員研修として東京都の審問を見学させていただきました。テレビドラマで視聴する裁判所の法廷と同様の遣り取りが厳格に展開され、申立人である労働者に対する証人尋問、反対尋問と進められ、被申立人に対する証人尋問・反対尋問は後日という流れでありました。当事者双方ともその対応に慣れているとの印象を受け、大都市圏は労使紛争事件も多くその対応は地方都市の比では語れない負担があるのだと感じるところです。

地方都市の中で岩手県労働委員会の活動は、他と比較して活発です。20年近く前から労働委員会の活性化について議論して、県内各地に出向いて出前無料労働相談会を開催したり、大学・学校や事業所などで出前講座を開催したり、積極的な行動を積み重ねて来たことにより、県民や事業者から近い存在になって来たことによると感じます。

社会環境は、これからも更に変化していきます。その中で岩手県労働委員会が変化に対応しながら打って出る姿勢を維持して行くよう努めると共に、今後岩手県労働委員会が更に存在価値を高めて行くよう祈念いたします。

第2章 経済・労働情勢の概況と岩手県労働委員会の活動

〔平成28年(2016年)～令和7年(2025年)〕

第1節 国内状況

平成28年(2016年)、国内経済は、企業収益の拡大や雇用環境の改善により緩やかな回復基調が続いている。雇用情勢は、完全失業率が3.0%と22年ぶりの低水準、有効求人倍率は1.39倍で26年ぶりの高水準となった。雇用者数は4年連続増加し、正規雇用者も増加、不本意非正規雇用は減少した。名目賃金も平成26年度以降3年連続で増加した。

平成29年(2017年)、国内経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により個人消費が回復し、緩やかに回復している。雇用情勢は、完全失業率が2.7%と24年ぶりの低水準、有効求人倍率が1.54倍で44年ぶりの高水準となった。雇用者数は5年連続増加し、正規雇用者は3年連続で増加、不本意非正規雇用者は減少を続けている。名目賃金も4年連続で上昇した。雇用・所得環境が改善する中、企業における人手不足感は趨勢的に高まっている。

平成30年(2018年)、国内経済は、自然災害や通商問題、中国経済の不確実性があるものの、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資や個人消費が持ち直している。雇用情勢は、完全失業率が2.4%と26年ぶりの低水準、有効求人倍率が1.62倍で45年ぶりの高水準となった。雇用者数や就業者数が増加し、女性や高齢者などの労働参加が進み、労働力率は上昇傾向にある。

令和元年(2019年)、国内経済は、輸出を中心に弱い動きが続いていたものの、緩やかに回復し堅調に推移してきたが、消費税率引き上げ後の10-12月は5四半期ぶりのマイナス成長となった。雇用情勢は、人手不足感等を背景に、有効求人倍率は僅かに低下したものの高水準を維持し、完全失業率も低下傾向で推移した。労働時間については、年次有給休暇の取得割合の上昇、長時間労働者の割合の低下といった動きが見られ、賃金については、一般労働者では6年連続の増加となった。

令和2(2020年)年、国内経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により個人消費や輸出が落ち込んだことを反映し、大幅なマイナス成長となったが、後半には個人消費や輸出力が持ち直しプラス成長となった。雇用情勢は、4月の緊急事態宣言で就業者数や雇用者数が大幅に減少、休業者や非労働力人口が増加したが、企業の雇用維持努力や政策支援により、完全失業者数や完全失業率の悪化はリーマンショック時に比べ緩やかな動きにとどまった。労働時間・賃金は、ともに緊急事態宣言下で大幅減少し、その後も完全回復には至らなかった。

令和3年(2021年)、国内経済は、9月の緊急事態宣言等の解除以降は経済活動が活発化し、個人消費や企業収益に持ち直しの動きが見られたが、感染症の影響で宿泊・飲食業など対人サービス業は依然厳しい状況が続き、産業ごとにみると様相が異なった。雇用情勢は、回復傾向を示し、完全失業率は2.8%で横ばい、有効求人倍率は前年比0.05ポイントマイナスの1.13倍と底堅さが見られた。労働時間・賃金は持ち直しが見られた

が、令和元年の水準には戻らなかった。

令和4年(2022年)、国内経済は、感染症の影響が続く中、感染防止策と経済社会活動の両立により個人消費や企業収益が回復し、経済は徐々に正常化に向かった。雇用情勢も持ち直し、完全失業率は2.6%、有効求人倍率は1.28倍となった。経済活動の回復で月間総実労働時間は、感染症の影響による令和2年の大幅減から2年連続で増加し、名目賃金は令和元年を上回ったが、働き方改革で労働時間は長期的に減少傾向で推移しているほか、物価上昇により実質賃金は減少した。

令和5年(2023年)、国内経済は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行し、経済活動が活発化。前半は外需や個人消費が好調で高成長を実現し、後半も一時的に個人消費が弱まったものの、設備投資が持ち直し、年間では緩やかな回復となった。雇用情勢は、有効求人倍率が1.31倍、完全失業率が2.6%と安定した。企業の倒産件数には増加がみられ、「人手不足関連倒産」は調査開始以降過去最高となった。賃金は30年ぶりの大幅引き上げで現金給与総額が3年連続増加したが、物価上昇により実質賃金は減少となった。

令和6年(2024年)、国内経済は、33年ぶりの高水準となった春季労使交渉の賃上げや企業部門の動きを背景に、緩やかな回復が続いた。名目GDPは初めて600兆円を超え、景気回復局面は過去4番目の55か月以上と長期的なものとなっている。雇用情勢は、女性・高齢者の労働参加増加により労働力人口、就業者数、雇用者数が過去最高となり、有効求人倍率は1.25倍と横ばいながら、完全失業率が改善し、人手不足感の更なる高まりがみられる。賃金は4年連続で増加し、中小規模事業所にも賃上げの動きが広がったものの、実質賃金は3年連続で減少した。

令和7年(2025年)、国内経済は、個人消費は持ち直しの動きがみられ、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。雇用情勢は、11月の数値を見ると、有効求人倍率(季節調整値)は1.18倍、完全失業率は2.6%と横ばいとなっている。

(引用文献：「労働経済白書」)

第2節 県内状況

平成28年(2016年)、県内経済は、復旧・復興需要がピークを越え、一部に足踏みが残るものの、総じて緩やかに回復傾向が続いた。雇用情勢は堅調で、有効求人倍率は年平均1.28倍、12月は1.34倍まで上昇し、東日本大震災後の最高水準となった。

平成29年(2017年)、県内経済は、住宅投資や消費は一部に弱い動きが見られたものの、生産活動は概ね回復の動きとなり、公共投資においても道路・災害復旧を中心に増加基調で推移し、緩やかな回復傾向が続いた。雇用情勢は、サービス業や医療福祉での新規求人数が多く、年平均有効求人倍率は1.40倍に上昇した。

平成30年(2018年)、県内経済は、消費の一部に弱い動きが見られたものの、生産活動や住宅投資はおおむね回復した。一方、復興関連工事のピークアウトにより公共投資は高水準ながら減少傾向で推移し、全体としては緩やかな回復傾向が続いた。雇用情勢は

堅調で、有効求人倍率は年平均1.46倍と過去最高値を更新した。

令和元年(2019年)、県内経済は、消費・生産の一部に弱さが見られ、公共投資は減少傾向であるものの、住宅投資は高水準で推移し、緩やかな回復が続いた。雇用情勢は、高水準を維持したが、前年の新規進出工場求人への反動と米中貿易摩擦の影響を受け、年平均の有効求人倍率は前年から低下し1.39倍となった。

令和2年(2020年)、県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響などから厳しい状況が続いていたものの、後半は、消費・生産活動の一部で持ち直しの動きが見られた。雇用情勢は、コロナ禍により宿泊・飲食サービス業の新規求人が年を通じて減少し、建設業は、復興関連事業のピークアウトから減少傾向となり、有効求人倍率は1倍台を維持したものの、年平均約1.09倍と前年を大幅に下回った。

令和3年(2021年)、県内経済は、コロナ禍で引き続き厳しい状態が続いたものの、一部で持ち直しに向けた動きが見られた。雇用情勢は、コロナ禍で求人を控えていた多くの産業が求人を出したことから、宿泊・飲食サービス業を除き、新規求人が増加し、有効求人倍率は年平均1.19倍と上昇した。

令和4年(2022年)、県内経済は、上半期はコロナ禍で足踏みしたが、下半期は個人消費・建設投資・生産活動の一部で緩やかな持ち直しが見られた。雇用情勢は、コロナ禍で求人を控えていた多くの産業が求人を出したことから、建設業を除く新規求人が増加し、有効求人倍率は約1.34倍に上昇した。

令和5年(2023年)、県内経済は、一部に弱さがあるが持ち直しの動きが続いた。個人消費は経済活動が本格化したことに伴い、前年を上回った。雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い宿泊・飲食サービス業で求人が増加したものの、物価高騰などの影響を受け、有効求人倍率は1.24倍と前年を下回った。

令和6年(2024年)、県内経済は、一進一退ながら緩やかに持ち直しが続いている。公共工事請負金額は、これまで減少が続いていたが、令和6年はおおむね前年水準を上回って推移した。雇用情勢は、旅行客の増加による宿泊・飲食サービス業や労働時間の上限規制が導入された運輸・郵便業の求人は増えたものの、多くの業種で前年を下回り、有効求人倍率は年平均1.19倍と前年を下回った。

令和7年(2025年)、県内経済は、物価高騰や人手不足、米国の通商政策による影響を受けながらも、緩やかに持ち直しの動きが続いている。雇用情勢は、11月の数値を見ると、有効求人倍率(季節調整値)は1.06倍と、5か月連続で前月を下回っており、求人が求職を上回って推移しているものの、弱さがみられる。

(引用文献:「いわて統計白書」)

第3節 岩手県労働委員会の活動

1 審査関係

平成28年(2016年)から令和7年(2025年)までの間の不当労働行為の救済申立ては、合計6件あった。

平成28年(2016年)の申立ては3件で、平成27年から繰り越された事件1件を含め4

件で命令が出された。

平成27年から繰り越された**平成27年（不）第1号事件**は、平成26年の事件で締結した和解協定を法人が履行しないことが不利益取扱いであるなどとして平成27年9月1日に申立てがなされた。本件について、岩手県労委は、団体交渉拒否に係る部分と不利益取扱いに係る部分に審査を分離することを決定した上で、平成28年2月26日に団交応諾及び文書掲示を命じる全部救済命令を、平成28年9月30日に和解協定の履行、原職復帰、組合員の隔離禁止、雇用関係終了通知の取消、不利益取扱い禁止、バックペイ及び文書掲示を命じる一部救済命令を発した。本件は、平成28年10月に法人から再審査の申立てがなされたが、平成29年12月に取下げられた。

平成28年に申立てがあった3件は、いずれも同一の申立人によるものであり、臨時的任用職員のうち単純労務職員に該当する者であっても単純労務職員として取り扱っていないため、岩手県内の日雇労働者、短期間の契約期間で労働する労働者は、労働組合への加入、結成を制限されていることが不当労働行為に当たるなどとして申立てがあった事件で、岩手県労委はいずれも却下の決定をした。本件は、申立人から再審査の申立てがなされたが、いずれも棄却された。

平成29年(2017年)の不当労申立ては2件で、いずれも平成28年に申立てを行った者と同一の申立人によるものであり、岩手県労委はいずれも却下の決定をした。本件は、申立人から再審査の申立てがなされたが、いずれも棄却された。

令和3年(2021年)の不当労申立ては1件であった。**令和3年（不）第1号事件**は、申立人組合がハラスメント対策の具体化など6議題について団体交渉の開催を法人に文書で申し入れたところ、2議題は団体交渉の対象とならないと回答があったのみで、文書を提出してから3か月を経過しても、正当な理由なく団体交渉の場を設けないことは、不当労働行為に当たるとして令和3年10月11日に申立てがなされた。しかし、令和3年11月9日に取下げられた。

その他の年は不当労の申立てはなかった。

2 調整関係

平成28年(2016年)の調整新規取扱は0件、個別紛争のあっせん新規取扱は4件であった。そのうち、**A個別紛争**は、労働者が突然の解雇による経済的・精神的損害に対する補償、一方的な賃金の引き下げに対する差額分を求め、2月24日にあっせんに申請した。使用者側があっせんに求める事項に身に覚えがなく、あっせん不応諾の意向を明確に示したため、あっせんでの解決は困難と判断し、5月10日にあっせんに打ち切った。

平成29年(2017年)の調整新規取扱は0件、個別紛争のあっせん新規取扱は3件であった。そのうち、**B個別紛争**は、労働者が降格の配置転換に納得できないと主張し、降格の撤回を求め、5月1日にあっせんに申請した。あっせんでは、あっせん員が当事者の互いの主張について説明し、歩み寄りの余地を引き出そうとしたが、当事者双方に歩み寄りが見られず、6月5日にあっせんに打ち切った。

平成30年(2018年)の調整新規取扱は1件であった。**C争議**は、組合が会社による一方的な賃下げに反対であるとして、11月13日にあっせんに申請した。あっせんでは、あっ

せん員が当事者双方の主張について歩み寄りの余地を引き出そうとしたが、隔たりが大きく、現状で合意に至るのは困難であるため、いったん当事者間の自主交渉に委ねることとし、第1回あっせん（12月13日）は終了し、翌年に繰り越した（令和元年6月13日取下げ）。

個別紛争のあっせん新規取扱は1件であった。**D個別紛争**は、労働者が使用者のパワハラにより退職に追い込まれたと主張し、補償金等の支払いを求め、10月15日にあっせんに申請したが、平成30年内に終結せず、翌年に繰り越した（あっせん員から金銭解決を打診したところ、両当事者とも了解したため、あっせん案が提示され、双方ともにこれを受諾し、平成31年1月24日に解決。）。

令和元年(2019年)の調整新規取扱は2件であった。そのうち、**E争議**は、組合が使用者と交わした合意書（定期昇給の実施、賞与の回復の実施）について、使用者が誠実に検討すること、団体交渉に担当者の権限を有した者が出席すること、真摯かつ誠実な労使交渉を行うことを求めて、3月29日にあっせんに申請した。使用者側は、理事会であっせんに応じないことを決定したとして、あっせんには応じないとの意向を示したことから、使用者側の意思が固く、あっせんでの解決は困難と判断し、6月21日にあっせんに打ち切った。

個別紛争のあっせん新規取扱は2件であった。そのうち、**F個別紛争**は、労働者が退職金の未払いを求め、9月10日にあっせんに申請した。あっせんでは、当事者双方から徴収した事情を踏まえ、使用者側に退職金の支払いを打診したところ、了承を得た。そこで、両当事者と金額等を調整し、あっせん案を提示した結果、双方が受諾し、11月18日に解決した。

令和2年(2020年)の調整新規取扱は0件、個別紛争のあっせん新規取扱は2件であった。そのうち、**G個別紛争**は、労働者が降格前の等級への復帰及び降格前後の差額分の支払いを求め、8月28日にあっせんに申請した。あっせんでは、当事者双方から聴取した事情を踏まえ、あっせん員から調整給の支給等を打診したところ、両当事者とも了解した。そこで、あっせん案を提示した結果、双方が受諾し、10月2日に解決した。

令和3年(2021年)の調整新規取扱は0件、個別紛争のあっせん新規取扱は5件であった。そのうち、**H個別紛争**は、労働者が支給された退職金の算定に営業譲渡された前勤務先の勤続年数が含まれていなかったこと、退職金の不足分の支払いを求め、2月26日にあっせんに申請した。あっせんでは、あっせん員が当事者双方の主張について説明し、歩み寄る余地を引き出そうとしたが、当事者双方の意向に歩み寄りが見られず、5月28日にあっせんに打ち切った。

令和4年(2022年)の調整新規取扱は0件、個別紛争のあっせん新規取扱は1件であった。**I個別紛争**は、労働者が決算の事務処理に関して受けた懲戒処分の撤回を求め、3月15日にあっせんに申請した。あっせんでは、両当事者の主張を踏まえ、使用者側に対し、懲戒処分の手続上の問題点等を指摘するとともに、双方による信頼関係の構築等の確約を内容とする歩み寄りを検討するよう提案したところ、懲戒処分を撤回する意向を示した。そこで、両当事者と内容を調整し、あっせん案を提示したところ、双方が受諾し、6月21日に解決した。

令和5年(2023年)の調整新規取扱は0件、個別紛争のあっせん新規取扱は1件であった。J個別紛争は、労働者が職場の上司からの暴言等で精神バランスを崩していたところ、明確な説明のないまま退職に追い込まれたとして、経済的・精神的損害に対する補償金、上司の謝罪等を求め、11月1日にあっせんに申請したが、令和5年内に終結せず、翌年に繰り越した(令和6年2月13日取下げ)。

令和6年(2024年)の調整新規取扱は2件であった。そのうち、K争議は、争議団がパワハラ・嫌がらせの謝罪と再発防止及び諸手当等の要件確認等を求めて、11月19日にあっせんに申請したが、令和6年内に終結せず、翌年に繰り越した(令和7年1月31日解決)。

個別紛争のあっせん新規取扱は4件であった。そのうち、L個別紛争は、労働者が会社から納得できる説明もなく即日解雇され、その撤回と経済的補償の支払いを求め、9月5日にあっせんに申請した。あっせんでは、当事者双方から聴取した主張や事情等を踏まえ、あっせん員から使用者に対し労働者の退職確認と解決金の支払いを打診したところ、了解した。そこで、当事者双方と解決金及び合意項目を調整し、あっせん案を提示したところ、双方が受諾し、11月26日に解決した。

令和7年(2025年)の調整新規取扱は0件、個別紛争のあっせん新規取扱は2件であった。そのうち、M個別紛争は、労働者が給料の不当な減額分の支払いと、入社以来の様々な不条理な対応により心身に変調を来し、退職せざるを得なかったことに対する慰謝料を求め、4月21日にあっせんに申請した。あっせんでは、使用者に対し、パワハラの実態を確認することは困難であると説明するとともに、給与の減額については事務局及び申請者の試算を解決金の目安とし、和解に向けた調整をしてよいか確認したところ、了承を得た。労働者に対しても、パワハラの実態確認は難しいと説明し、試算を目安とした和解金を支払うとするあっせん案の受諾意向が示された。この結果、当事者双方があっせん案を受諾し、6月20日に解決した。

3 労働相談関係

岩手県労働委員会では、県民の労使関係紛争に係る相談需要に対応するとともに、労働委員会の紛争処理制度の利用機会を拡大することを目的として、平成25年(2013年)から労働相談専用フリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」【電話番号0120-610-797(ろうどうでくな)】を設置した。事務局職員の電話による相談と委員による対面での相談(「月例無料労働相談会」及び「出前無料労働相談会」)の両輪で、労働者や使用者からの労働問題に関する相談を受け付けてきた。

令和4年(2022年)には、メールによる労働相談を開始し、より広範な相談対応が可能になった。同年には年間の相談件数が初めて600件を超え、令和6年には過去最多の667件となった。

労働相談に関し、県広報媒体やホームページ等による広報に加え、令和7年(2025年)には、盛岡駅前での広報活動を行うとともに、県広報番組「いわて!わんこ広報室」による労働相談の周知を実施するなど、積極的にPR活動を行ったこと等により、高止まり傾向が続いている。

令和7年(2025年)に受け付けた労働相談は574件で、内容別では「パワハラ・嫌がらせ」、「賃金・手当」、「社会保険・労働保険」が上位を占めている。特に「パワハラ・嫌がらせ」に係る相談は年間で138件となっており、パワーハラスメントが労使関係に深刻な影響を与えていることが読み取れる。

4 活性化関係

岩手県労働委員会では、個別労働関係紛争に係る労働相談の調査検討を目的として、平成16年(2004年)に「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」を設置したが、平成25年(2013年)に名称を「活性化検討委員会」に改め、さらなる活性化の取組を進めることとした。以降、複数年にわたる活性化計画を策定し、委員会の認知度向上や委員・職員の資質向上を目的とした取組を推進している。

(1) 第2次活性化計画(平成28～30年度)(2016～2018年度)

基本方針は、①労働委員会制度の認知度向上、②委員及び職員の資質向上・体制の充実、③関係機関との連携強化とした。第1期活性化計画から引き続き、ホームページの充実やマスメディア・求人誌・SNSを活用した情報発信、労働相談専用フリーダイヤルの運用、委員による出前講座や無料労働相談会の開催、外部講師による委員研修会、審査・あっせん事案終結事案研修会など、以降の活性化計画においても継続実施している取組のほか、特徴的な取組としては、出前講座の高校生・大学生への対象拡大、IGRや三陸鉄道の列車内の中吊り広告、他労働委員会の審問見学などを実施し、さらなる認知度向上や委員及び職員の資質向上に努めた。

(2) 第3次活性化計画(令和元～3年度)(2019～2021年度)

基本方針は、①労働委員会の周知及び利用しやすい環境づくり、②委員及び職員の資質向上、③関係機関との連携による労使紛争の未然防止とした。特徴的な取組としては、委員による労働相談会に夜間相談会を導入し、県民の利便性向上に努めたほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、研修会参加にウェブを活用するなど、委員及び職員の資質の維持・向上に努めた。

(3) 第4次活性化計画(令和4～6年度)(2022～2024年度)

基本方針は、①労働委員会の認知度向上に向けた周知、②多様な働き方に対応した利用しやすい環境づくり、③効率的な労働委員会運営、④委員・職員の資質向上、⑤労使紛争の未然防止・早期解決のための関係機関との連携強化とした。特徴的な取組としては、労働相談専用サイトを開設し、時間や場所の制約を受けないメールによる労働相談の受付を開始したほか、総会へのウェブ参加やタブレット端末の導入、出前講座のウェブによる実施などDXを推進した。また、新会長就任時に労働相談実績に関する記者レクを行い、マスコミを通じた周知を図った。

(4) 労働委員会基本方針（令和7～8年度）（2025～2026年度）

令和6年度(2024年度)に今後の活動の方向性について検討を行い、県民計画と足並みを揃えた複数年の「基本方針」を策定し、具体的な取組については、毎年度「行動計画」に基づき実施することとなった。新たな基本方針では、引き続き、労働相談の実施、委員会活動の周知、委員と職員の資質向上に取り組むほか、①個別あっせん制度の活用促進、②ワークルール等の周知、③専門機関との連携体制構築、④DXの推進に重点的に取り組むこととした。

また、委員が講師となり、ワークルールやハラスメント対策等の基礎知識を解説する「出前講座」については、県内の学校や企業等を対象に幅広く実施の呼びかけを行い、令和7年(2025年)には過去最多となる16回の講座を開催した。

第 3 章 名 簿

◆ 歴代委員名簿 【第 46 期～50 期】

期	期 間	公益委員	労働者委員	使用者委員
4 6	平成 28.10.1 (2016) ～ 平成 30.9.30 (2018)	◎宮本ともみ ○長谷川 大 岡田 寛史 本田 純 太田 秀栄	柴谷 正孝 古門 賢一 八幡 博文 鈴木 圭 原 利光	花上 昭 佐藤 義昭 大里 幸生 中村 一郎 平野 佳則
4 7	平成 30.10.1 (2018) ～ 令和 2.9.30 (2020)	◎宮本ともみ ○長谷川 大 本田 純 太田 秀栄 石堂 淳	八幡 博文 鈴木 圭 原 利光 石川 昌平 山岸 伸行	大里 幸生 中村 一郎 平野 佳則 西村 豊 松川 顕
4 8	令和 2.10.1 (2020) ～ 令和 4.9.30 (2022)	◎長谷川 大 ○太田 秀栄 本田 純 石堂 淳 河合 壘	鈴木 圭 原 利光 山岸 伸行 佐藤 伸一 吉田 信	中村 一郎 (4.3.31 解) 平野 佳則 西村 豊 松川 顕 柴田 千春
4 9	令和 4.10.1 (2022) ～ 令和 6.9.30 (2024)	◎長谷川 大 ○太田 秀栄 本田 純 石堂 淳 河合 壘	鈴木 圭 山岸 伸行 紺野千鶴子 佐藤 茂生 佐々木 正	平野 佳則 松川 顕 柴田 千春 石川 義晃 藤田 芳男
5 0	令和 6.10.1 (2024) ～ 令和 8.9.30 (2026)	◎太田 秀栄 ○石堂 淳 本田 純 山崎 哲雄 渡部あさみ	鈴木 圭 山岸 伸行 紺野千鶴子 佐藤 茂生 佐々木 正	平野 佳則 松川 顕 柴田 千春 石川 義晃 藤田 芳男

◆歴代事務局職員名簿【平成 28 年度（2016 年度）～令和 7 年度（2025 年度）】

年 度	事務局長	審査調整課	総務担当	審査担当	調整担当
平成 28 年度 (2016 年度)	桐田 教男	参事兼 総括課長 花山 智行	主任主査 鬼原 憲 主事 吉田 望美	主査 鈴木 健郎 主査 千葉 美保	主任主査 高橋ゆかり 主事 本宮 智穂 主事 田村慎太郎
29 年度 (2017 年度)	桐田 教男	総括課長 小笠原隆行	主任主査 鬼原 憲 主査 堀口 華子 主事 本宮 智穂	主任主査 高木 章浩 主査 鈴木 健郎	主任主査 高橋ゆかり 主査 千葉 美保 主事 田村慎太郎
30 年度 (2018 年度)	井上 馨	総括課長 小笠原隆行	主任主査 阿部 君男 主査 堀口 華子 主事 本宮 智穂	主査 鈴木 健郎 主査 菊池 真吾	特命課長 高橋ゆかり 主査 千葉 美保 主事 木下 雄太
令和 元年度 (2019 年度)	井上 馨	参事兼 総括課長 蛇口 秀人	主幹兼 特命課長 小船 進 主査 堀口 華子 主事 吉田 幸江	主任主査 鈴木 健郎 主査 田山 堅	主査 菊池 真吾 主査 千葉 美保 主事 木下 雄太
2 年度 (2020 年度)	井上 馨	参事兼 総括課長 蛇口 秀人	主幹兼 特命課長 小船 進 主査 西川恵理子 主事 吉田 幸江	主査 菅野 和幸 主査 田山 堅	主査 菊池 真吾 主査 鈴木 寿子 主事 勝田 啓介

年 度	事務局長	審査調整課	総務担当	審査担当	調整担当
令和 3年度 (2021年度)	藤田 芳男	総括課長 谷藤 親史	主幹兼 特命課長 小船 進 主任主査 西川恵理子 主事 吉田 幸江	主査 菅野 和幸 主査 田山 堅	主任主査 菅原 栄題 主査 鈴木 寿子 主事 勝田 啓介
4年度 (2022年度)	千葉 義郎	参事兼 総括課長 谷藤 親史	特命課長 佐藤 晃子 主任主査 熊谷 明子 主任 吉田 幸江	主査 菅野 和幸 主査 平野 達士	主任主査 菅原 栄題 主査 鈴木 忍 主査 鈴木 寿子
5年度 (2023年度)	宮 昌隆	総括課長 四戸 克枝	特命課長 佐藤 晃子 主任主査 熊谷 明子 主任 吉田 幸江	主任主査 瀬川 秀明 主査 平野 達士	主任主査 菅原 栄題 主査 鈴木 忍 主査 吉田 淳也
6年度 (2024年度)	四戸 克枝	総括課長 駒木 豊広	特命課長 佐藤 晃子 主任主査 熊谷 明子 主任 西山富士子	主任主査 佐々木茂治 主査 平野 達士	主任主査 鈴木 忍 専門幹 高橋 浩幸 主査 八重樫恵美
7年度 (2025年度)	四戸 克枝	総括課長 駒木 豊広	特命課長 田山 堅 主査 石垣 聖子 主任 西山富士子	審査調整担当	
				主任主査 主任主査 主任主査 主事	佐々木茂治 鈴木 忍 八重樫 恵美 佐藤 敬信

第2部 年報

(令和7年)

第1章 総 説

第1節 労働委員会の組織等

1 労働委員会

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて県に設置された行政機関である。

2 委 員

労働委員会の委員は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)各5人の計15人で構成されている。

各委員は知事が任命し、任期は2年となっている。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき任命される。公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て任命される。

第 50 期 委 員 (任期：令和6.10.1～令和8.9.30) 名 簿

区分	氏 名	現職(令和7年12月31日現在)	新任・再任の別 就任年月日
公 益 委 員	◎太 田 秀 栄	弁護士	再 任 平28.10.1
	○石 堂 淳	岩手県立大学 理事長／名誉教授	再 任 平30.10.1
	本 田 純	特定社会保険労務士	再 任 平26.10.1
	山 崎 哲 雄	弁護士	新 任 令6.10.1
	渡 部 あさみ	岩手大学人文社会科学部 准教授	新 任 令6.10.1
労 働 者 委 員	鈴 木 圭	日本労働組合総連合会岩手県連合会 事務局長	再 任 平26.10.1
	山 岸 伸 行	全日通労働組合岩手支部 執行委員長	再 任 平30.10.1
	紺 野 千鶴子	日本労働組合総連合会岩手県連合会気仙地域協議会 事務局長	再 任 令4.10.1
	佐 藤 茂 生	東北電力労働組合岩手県本部 委員長	再 任 令4.10.1
	佐々木 正	東京製綱労働組合北上支部 執行委員長	再 任 令4.10.1
使 用 者 委 員	平 野 佳 則	株式会社平金商店 代表取締役	再 任 平28.10.1
	松 川 顕	盛岡ガス燃料株式会社 専務取締役	再 任 平30.10.1
	柴 田 千 春	第一商事株式会社 代表取締役社長	再 任 令2.10.1
	石 川 義 晃	三陸鉄道株式会社 代表取締役社長	再 任 令4.10.1
	藤 田 芳 男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事	再 任 令4.10.1

(注) ◎は会長 ○は会長代理

3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働争議等のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、「岩手県労働委員会あっせん員候補者規程」（昭和53年3月31日地方労働委員会訓令第2号）により、次に掲げる者のうちから委嘱している。

- (1) 委員会の委員
- (2) 委員会の事務局の事務局長、総括課長、特命課長、主任主査、副主幹及び主査（調整を担当する者に限る。）
- (3) 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室の労働課長並びに主任主査及び主査（労働を担当する者に限る。）

あっせん員候補者名簿

- 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条のあっせん員候補者
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)第5条のあっせん員候補者
(令和7年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日	
		労調法第10条関係	個別紛争解決条例第5条関係
太田秀栄	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
石堂淳	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
本田純	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
山崎哲雄	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
渡部あさみ	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
鈴木圭	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
山岸伸行	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
紺野千鶴子	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
佐藤茂生	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
佐々木正	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
平野佳則	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
松川顕	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
柴田千春	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
石川義晃	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
藤田芳男	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
四戸克枝	労働委員会事務局長	令3.4.23	令3.4.23
駒木豊広	労働委員会事務局審査調整課総括課長	令6.4.22	令6.4.22
鈴木忍	労働委員会事務局審査調整課主任主査	令6.4.22	令6.4.22
菅原俊樹	商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働課長	令5.4.21	令5.4.21

第2節 労働委員会の活動状況

1 会議等

令和7年は、第50期委員により運営され、総会を12回開催した。

また、全国及び北海道・東北地区の連絡協議会の総会等に参加し、各労働委員会相互の連絡及び事務処理について必要な調査研究、情報交換等を行った。

2 審査

(1) 労働組合資格審査の取扱件数は1件であり、適合の決定を行った。

なお、申請理由は無料労働者供給事業に関する事項であった。

(2) 不当労働行為事件の取扱件数は、新規申立てがなく、令和8年への繰越しもなかった。

なお、当委員会を初審とする中央労働委員会における再審査事件はなかった。

3 調整

(1) 労働争議の調整事件の取扱件数は繰越しが1件で、解決により終結した。

(2) 当委員会が受け付けた争議行為予告通知の件数は、2件であった。業種別内訳は、いずれも医療・公衆衛生事業である。争議行為予告通知があったものについて実情調査を行った延べ件数は、27件であった。

(3) 個別労働関係紛争のあっせん取扱件数は、前年からの繰越し1件、新規申請が2件の計3件であった。終結状況は、解決が2件、取下げが1件であった。

(4) 当委員会に寄せられた労働相談件数は、574件であった。相談内容別では、「パワハラ・嫌がらせ」や「賃金・手当」、「社会保険・労働保険」に関する相談が多かった。

4 労働委員会の活性化

令和7年度から、県民計画と足並みを揃えた「労働委員会基本方針」を策定し、毎年度の活動は「行動計画」により取り組んでいくこととなった。

あっせん制度の周知や関係機関との連携強化を図るため、会長が弁護士会や社会保険労務士会を訪問し、それぞれの会長と意見交換を行ったほか、労働委員会制度創設80周年を契機に、盛岡駅での街頭広報、会長による記者レク、広報番組出演など広報活動の強化にも取り組んだ。

また、県民が利用しやすい環境づくりに向けた取組として、平日夜間の出前無料労働相談会を継続するとともに、フリーダイヤル、メールによる労働相談を行った結果、574件の相談が寄せられ、相談件数の高止まり傾向が続いている。

5 月別活動状況

月	日	内 容
1	14	出前講座（岩手県立大学）
	15	〔全基連〕個別労働紛争解決研修（基礎研修）【WEB開催】
	23	令和6年（調）第2号労働争議あっせん事件 第1回あっせん
	23	出前講座（有限会社水沢ホワイト）
	24	第1509回定例総会
	24	第63回労働委員会活性化検討委員会
	24	公益委員会議
	24	あっせん終結事案研修会
	24	月例無料労働相談会
	26	令和6年（個）第4号個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん 終結（解決）
	27	審問見学（東京都労働委員会）
31	令和6年（調）第2号労働争議あっせん事件 第2回あっせん 終結（解決）	
2	2	出前無料労働相談会（盛岡市）
	15	出前無料労働相談会（奥州市）
	25	第1510回定例総会
	25	第64回労働委員会活性化検討委員会
	25	あっせん終結事案研修会
	25	月例無料労働相談会
	27	出前講座（岩手県立宮古高等技術専門学校）
3	26	第1511回定例総会
	26	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題説明会
4	8	北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会幹事会（～9日宮城県）
	14	全労委使用者委員連絡会議 幹事会（東京都）
	24	第1512回定例総会
	21	令和7年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付
	24	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題勉強会
	28	令和7年（個）第2号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付
5	13	出前無料労働相談会（盛岡市・夜間）
	23	第65回労働委員会活性化検討委員会
	23	第1513回定例総会
	23	月例無料労働相談会
6	1	出前無料労働相談会（北上市）
	9	北海道及び東北六県労働委員会事務局長連絡会議（青森県）
	9	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長連絡会議（青森県）
	9	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会（～10日青森県）

月	日	内 容
6	9	令和7年(個)第2号個別労働関係紛争あっせん事件終結(取下げ)
	9	労働委員会事務局職員中央研修(～10日東京都)
	12	全国労働委員会事務局長連絡会議(和歌山県)
	13	全国労働委員会会長連絡会議(和歌山県)
	13	出前講座(十和田精密工業株式会社)
	20	令和7年(個)第1号個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん 終結(解決)
	25	第1回委員研修会(講師:岩手県精神保健福祉センター所長)
	25	第1514回定例総会
7	6	出前無料労働相談会(大船渡市)
	8	労働委員会事務局職員専門研修(～10日 東京都)
	11	全労委使用者委員連絡会議 幹事会(東京都)
	16	出前講座(社会福祉法人 花泉さくら会)
	22	出前講座(社会福祉法人 ひまわり会)
	25	第1515回定例総会
	25	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会研修課題説明会
	25	あっせん終結事案研修会
	25	月例無料労働相談会
8	6	出前無料労働相談会(北上市・夜間)
	20	出前講座(岩手県中小企業家同友会女性部)
	22	第1516回定例総会
	22	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会研修課題勉強会
	29	北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議(盛岡市)
9	4	公労使委員合同研修(～5日 東京都)
	19	第1517回定例総会
	19	研修報告会(公労使委員合同研修)
	19	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会第1回研修課題検討会
	24	出前講座(社会福祉法人 大洋会)
	26	出前講座(株式会社ニューリース 岩手支社)
	26	専門機関による事務局職員研修(講師:精神保健福祉センター職員)
	29	[全基連]個別労働紛争解決研修(基礎研修)【WEB開催】
10	3	出前講座(一般財団法人 岩手県退職教職員互助会)
	8	出前無料労働相談会(盛岡市・夜間)
	9	盛岡駅前街頭広報(盛岡市)
	18	出前講座(トーアン株式会社 盛岡営業所)
	20	第1518回定例総会
	20	第66回労働委員会活性化検討委員会

月	日	内 容
10	23	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）
	24	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）
	26	岩手労働局等との関係機関合同労働相談会（盛岡市）
	30	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（～31日 北海道）
11	1	〔全基連〕個別労働紛争解決研修（基礎研修）【WEB開催】
	6	出前講座（岩手県立産業技術短期大学校 本校）
	7	東北地区労使関係セミナー（青森県）
	10	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会第2回研修課題検討会
	12	全労委使用者委員連絡会議 幹事会（東京都）
	13	第80回全国労働委員会連絡協議会総会（～14日 東京都）
	21	〔全基連〕個別労働紛争解決研修（基礎研修）【東京都】
	25	第1519回定例総会
	25	労働委員会事務局職員専門研修（～28日 東京都）
27	出前講座（岩手県国民健康保険団体連合会）	
12	1	公労使委員個別紛争専門研修（～2日 東京都）
	3	出前講座（医療法人 清和会）
	7	出前無料労働相談会（宮古市）
	9	出前講座（岩手県立大学）
	10	出前講座（太平洋セメント株式会社 大船渡工場 安全衛生協力会）
	19	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会第3回研修課題検討会
	19	第1520回定例総会
	19	月例無料労働相談会
	19	研修報告会（〔全基連〕個別労働紛争解決研修（基礎研修））
	19	第2回委員研修会（講師：前 岩手県労働委員会 公益委員）

第 2 章 会 議

第 1 節 総会

労働委員会の総会は委員全員で行う会議であり、労働委員会規則第 5 条第 1 項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あっせん、調停及び仲裁に関する報告等、委員会活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

当委員会においては、原則として毎月第 4 金曜日を定例日として開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしている。

令和 7 年は、12 回開催され、その概況は次のとおりである。

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1509	1. 24	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部 (労) 鈴木、山岸、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 審議事項 (ア) 労働組合の資格審査について イ 報告事項 (ア) 令和 6 年(調) 第 2 号労働争議あっせんの経緯について (イ) 令和 6 年(個) 第 4 号個別労働関係紛争あっせんの経緯について (ウ) 不当労働行為事件の審査の目標期間の達成状況(令和 6 年)について (エ) 争議行為の予告通知について (オ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 第 63 回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について イ 令和 7 年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画表(素案)について ウ 令和 7 年度岩手県労働委員会諸会議等出席予定委員(素案)について エ 令和 7 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会及び会長連絡会議の開催について オ 出前講座の報告及び今後の開催予定について	
1510	2. 25	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和6年(調)第2号労働争議あっせんの終結について</p> <p>(イ) 令和6年(個)第4号個別労働関係紛争あっせんの終結について</p> <p>(ウ) 第688回公益委員会議の結果について</p> <p>(エ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(オ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第64回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 令和7年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画表(案)について</p> <p>ウ 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会及び会長連絡会議の開催について</p> <p>エ 審問見学の概要について</p> <p>オ 出前講座の報告及び今後の開催予定について</p> <p>カ 労働関係統計について</p>	
1511	3.26	出席委員	<p>(公) 石堂、本田、山崎、渡部</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、石川、藤田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 争議行為の予告通知について</p> <p>(イ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 出前講座(2月27日分)の報告及びこれまでの開催実績について</p> <p>イ 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会中間報告</p> <p>ウ 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題について</p>	
1512	4.24	出席委員	<p>(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、石川、藤田</p>

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項</p> <p>(ア) あっせん員候補者の委嘱（案）について</p> <p>イ 報告事項</p> <p>(ア) 令和7年（個）第1号個別労働関係紛争あっせんの経緯について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(ウ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 令和7年度岩手県労働委員会事務局業務方針について</p> <p>イ 令和7年度北海道・東北六県労働委員会事務局長連絡会議議題について</p>	
1513	5.23	出席委員	<p>(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、藤田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和7年（個）第1号個別労働関係紛争あっせんの経緯について</p> <p>(イ) 令和7年（個）第2号個別労働関係紛争あっせんの経緯について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(エ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第65回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告</p> <p>イ 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会運営委員会について</p> <p>ウ 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の課題（検討用）について</p> <p>エ 労働関係統計について</p>	
1514	6.25	出席委員	<p>(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、石川、藤田</p>

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和7年(個)第1号個別労働関係紛争あっせんの経緯について</p> <p>(イ) 令和7年(個)第2号個別労働関係紛争あっせんの経緯について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(エ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の概要について</p> <p>イ 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議の概要について</p> <p>ウ 出前講座の開催報告について</p>	
1515	7.25	出席委員	<p>(公) 太田、石堂、本田、山崎</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、石川、藤田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 争議行為の予告通知について</p> <p>(イ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 令和6年度岩手県労働組合基礎調査結果について</p> <p>イ 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について</p> <p>ウ 出前講座の開催報告について</p> <p>エ 街頭広報の実施概要について</p>	
1516	8.22	出席委員	<p>(公) 太田、本田、山崎、渡部</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、石川、藤田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 争議行為の予告通知について</p> <p>(イ) 労働相談の概要報告について</p>	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		(2) その他 ア 労働関係統計について イ 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について ウ 令和8年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会における研修課題検討会の設置について エ 出前講座の開催報告について	
1517	9.19	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 令和8年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会における研修課題の作成について イ 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議の結果について ウ 総会資料における個人情報の匿名化について エ 労働委員会制度80周年行事について	
1518	10.20	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 第66回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告 イ 令和8年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会における研修課題事例の選定結果について ウ 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		エ 出前講座の開催報告について	
1519	11. 25	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部 (労) 鈴木、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、石川
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 令和7年度北海道及び東北六県労働委委員会連絡協議会研修会について イ 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について ウ 令和7年度東北地区労使関係セミナーについて エ 出前講座の開催報告について オ 労働関係統計について カ 個別労働関係紛争あっせん事務処理要領の一部改正について	
1520	12. 19	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 出前講座の開催報告について イ 令和8年度北海道東北ブロック連絡協議会総会研修課題について	

第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定による準司法的、判定的機能を果たすため、公益委員のみで行う会議である。

この会議は、労働委員会規則第8条第1項の規定により会長が必要に応じて招集し、開催することとされており、令和7年は1回開催された。その概況は、次のとおりである。

回	開催 月日	出席委員及び付議事項等		結 果
688	1.24	出席委員	太田、石堂、本田、山崎、渡部	適合決定
		付議事項	岩労委令和7年（資）第1号全日本港湾労働組合東北地方宮古支部に係る労働組合の資格審査について	

第3節 調停委員会

調停委員会は、労働関係調整法第19条の規定により、会長が指名する公・労・使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で、労働争議の調停に当たるものである。

令和7年は、設置されなかった。

第4節 仲裁委員会

仲裁委員会は、労働関係調整法第31条の規定により、公益委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、会長が指名する3人の委員で構成される会議で、労働争議の仲裁に当たるものである。

令和7は、設置されなかった。

第5節 小委員会

小委員会は、労働委員会規則第5条の規定に基づき、会長が指名した委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うものである。

令和7年は、設置されなかった。

第6節 各種連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、公・労・使委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長等の連絡会議が設けられており、全国、ブロックに分かれて開催されている。

令和7年における各種連絡会議の概況は、次のとおりである。

1 全国会議

(1) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会

- ① 期日・場所 令和7年11月13日(木)～14日(金) 東京都
- ② 出席委員 (公)太田・本田 (労)鈴木・佐々木 (使)石川
- ③ 議題
第1議題 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について(中労委提案)
第2議題 コロナ禍の教訓から学ぶ一経験の交流(中労委提案)
- ④ 講演
「労働委員会にとってのOJTとOff-JT 職業能力開発の理想と現実」
(講師:元中央労働委員会会長 諏訪 康雄氏)

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ① 期日・場所 令和7年6月13日(金) 和歌山県和歌山市
- ② 出席委員 太田会長
- ③ 議題懇談 「和解の取組について」(中労委提案)

2 ブロック会議

(1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

- ① 期日・場所 令和7年6月9日(月)～10日(火) 青森県青森市
- ② 出席委員 (公)太田・渡部 (労)鈴木・紺野 (使)松川・柴田
- ③ 議事
議題1 令和6年取扱事件とその傾向及び特異事件について<資料交換>
議題2 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について (連絡協議会)
議題3 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算(案)について (連絡協議会)
議題4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について (連絡協議会)
議題5 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (連絡協議会)
議題6 令和8年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (連絡協議会)
- ④ 研修
研修課題1 「経営協議会」と並行して行う団体交渉における不当労働行為の成否について
研修課題2 人事異動に伴う降任について

- (2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会
- ① 期日・場所 令和7年10月30日（木）～31日（金） 北海道札幌市
 - ② 出席委員 （公）石堂・山崎 （労）山岸・佐藤 （使）石川・藤田
 - ③ 基調講演 「労働基準法改正に向けた動きと課題」
（早稲田大学法学部教授、東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏）
 - ④ 研修
 - 研修課題1 新賃金体系に合意しなかった労働組合の組合員に対して協定外時間外勤務やシフト変更等を認めなかったことは、労組法第7条第1号等の不当労働行為に該当するか
 - 研修課題2 求人票を見て応募し、採用された労働者が、会社と管理職該当性及び具体的な職務内容等で争いとなり、解雇された事案への対応

第 3 章 審 査

第 1 節 労働組合の資格審査

労働組合法第 5 条の規定による最近 5 か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

令和 7 年は、無料労働者供給事業に関する前年からの繰越しが 1 件あり、新規申請は無かった。

終結状況は、無料労働者供給事業に関する 1 件について適合の決定をした。

(3-1 表) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数							補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請					合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	そ の 他	計								
3	—	—	—	1	—	1	1	—	1	—	—	—	1	—
4	—	15	—	—	—	15	15	—	15	—	—	—	15	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	—	16	—	—	1	17	17	—	16	—	—	—	16	1
7	1	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—

第 2 節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定・告示について、令和 7 年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-2表のとおりである。

令和7年は、前年からの繰越し、新規申立て共に無かった。

(3-2表) 不当労働行為事件の取扱状況

年次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定				計	
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却	却 下		
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
3	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 審査の目標期間の達成状況

(1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

○ 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）

・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）

・ 通常事件：1年

（注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。

（注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

(2) 達成状況

令和7年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

・ 団交拒否事件

審査した事件はない。

・ 通常事件

審査した事件はない。

また、審査の実施状況等は、3-3表のとおりである。

(3-3表) 過去5年間における審査の実施状況

年次	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
3	団交拒否	1	1	30日	0回	0回	0人
	通常	—	—	—	—	—	—
4	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
5	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
6	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
7	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—

3 新規申立ての状況

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は1件である。

(1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は3-4表のとおりである。

(3-4表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別									
		組合	個人	組合個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
3	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-5表のとおりである。

(3-5表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第4節 再審査事件

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

現在、当委員会を初審とする再審査事件の係属事件はない。

第5節 行政訴訟事件

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。

第 4 章 調 整

第 1 節 労働争議の調整

1 概 況

労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の最近 5 か年における取扱状況は、4-1 表のとおりである。

令和 7 年の取扱件数は、前年からの繰越しが 1 件となっており、解決により終結した。

また、使用者からの申請は平成 10 年(1998 年)以降、労使双方からの申請は昭和 57 年(1982 年)以降、職権による調整は昭和 59 年(1984 年)以降取扱いがない。

(4-1 表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率 (%)
		前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ・不開始	打切り・不調	計		
3	—			0				0	0	—
4	—			0				0	0	—
5	—			0				0	0	—
6	あっせん		2	2		1		1	1	0.0
7	あっせん	1	0	1	1			1	0	100.0

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始（規則 65 II）の件数を除いて算出したものである。

※解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り + 不調)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

2 新規申請の状況

最近 5 か年における新規申請事件の件数は 2 件である。

(1) 産業別、企業規模別申請件数

産業別、企業規模別申請件数は、4-2 表のとおりである。

(4-2表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		3	4	5	6	7
調整区分		—	—	—	あつせん	—
新規申請件数		0	0	0	2	0
産業別	医療、福祉 医療業 社会保険・社会福祉・介護事業				2 (1) (1)	
企業規模別	30人未満 30～ 99人 100～ 299人 300～ 499人 500～ 999人 1,000～4,999人				1 1	

注) () は、内数である。

(2) 調整事項別件数

新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年 次	3	4	5	6	7
調整区分	—	—	—	あつせん	—
調整事項					
賃金等				3	
一時金				(1)	
諸手当				(1)	
休日・休暇				(1)	
その他				1	
パワハラ・嫌がらせ				(1)	
合 計	0	0	0	4	0

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。
2 () は、内数である。

(3) 調整員構成別件数

新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	3	4	5	6	7
区分 構成	—	—	—	あっせん	—
公1人、労1人、使1人					
公2人、労1人、使1人				1	
指名なし				1	
合計	0	0	0	2	0

(4) 係属日数別件数

終結事件(前年からの繰越しを含む。)の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次	3	4	5	6	7	
調整区分		—	—	あっせん	あっせん	
所要日数	1日~10日					
	11日~20日			1		
	21日~30日					
	31日~60日					
	61日~90日				1	
	91日以上					
	計	0	0	0	1	1
	平均日数	—	—	—	20.0	74.0

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

調整開始事件（調整員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の所要日数の状況は、4－6表のとおりである。

(4－6表) 所要日数別件数

年次		3	4	5	6	7
調整区分		—	—	—	あっせん	あっせん
所要日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日					1
	61日～90日					
	91日以上					
	計	0	0	0	0	1
	平均日数	—	—	—	—	43.0

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。

3 調整事件の概要

令和7年に係属した調整事件の概要は、4-7表のとおりである。

(4-7表) 調整事件一覧表
(繰越)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	調整員	
		終結区分		指 名 年月日	
		係属日数 (所要日数)			
6-2 (978)	A労働争議 あっせん事 件	(申請日) 6.11.19	【申請者】 その他(争議団) 組合員数 30人未満 【被申請者】 社会福祉事業 従業員数 30~99人 【調整事項】 諸手当、パワハラ・嫌がらせ 【調整回数】 2回 【経過】 争議団が、パワハラ・嫌がらせの謝罪 と再発防止と諸手当等の要件確認等を求 めて、あっせんを申請したもの。 当事者双方の認識等に乖離があること から、第1回あっせんでは、あっせん員 協議により、現状を改善し具体的で実効 ある対策につなげるため、あっせんを継 続することとし、当事者双方に調整案を 示し、次回あっせんまでに検討結果を持 ち寄るよう要請した。 第2回あっせんでは、争議団は調整案 の内容では不安が残ると訴えたが、あっ せん員が当事者の心情に寄り添い粘り強 く説得に当たった結果、パワハラ対策の 実効性を高めるとともに、今後の労使協 議に向けた環境整備、労使間の信頼回復 と健全な労使関係構築を主眼にしたあっ せん案について了承が得られた。	(公)本田 山崎 (労)山岸 (使)藤田	
		(終結日) 7.1.31		繰越	R6.12.20
				74 (43)	

注) 「係属日数」は、調整申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」は調整開始(あっせん員指名)から終結までに要した日数である。

第2節 争議行為予告通知及び実情調査

1 争議行為予告通知の概況

令和7年における労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

(1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は4-8表のとおりであり、令和7年の件数は医療が2件となっている。

(4-8表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運輸事業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路旅 客	道路貨 物	その他	電気通信		医療	
3							2	2
4							2	2
5							2	2
6							2	2
7							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

(2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の処遇改善を内容とするものが多かった。

2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は4-9表のとおりであり、令和7年は27件である。

終結状況は、解決22件、打切り3件、繰越し2件となっている。

なお、関与の度合いについては、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守った。

(4-9表) 実情調査の実施状況 1

終結状況 年次	調査組合数			調査結果				
	前年 繰越し	新規	計	解決	打切り	あ っ せ ん 移 行	繰越し	計
3		25	25	22	1		2	25
4	2	24	26	22	2		2	26
5	2	24	26	22	2		2	26
6	2	24	26	20	3		3	26
7	3	24	27	22	3		2	27

注) 1件の予告通知に基づき複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

第3節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の最近5か年における取扱状況は、4-10表のとおりである。

令和7年の取扱件数は、前年からの繰越しが1件、新規申請が2件の計3件となっており、2件が終結し、1件が取下げとなった。

(4-10表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
3		5	5		2	3	5	0	0.0
4		1	1	1			1	0	100.0
5		1	1				0	1	—
6	1	4	5	2	2		4	1	100.0
7	1	2	3	2	1		3	0	100.0

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始の件数を除いて算出したものである。

※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

2 新規申請の状況

(1) 産業別、企業規模別申請件数

新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-11表のとおりである。

令和7年新規申請件数の産業別内訳は、建設業が1件、医療・福祉が1件となっており、企業規模別では従業員数1～9人が1件、10～49人が1件となっている。

(4-11表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		3	4	5	6	7
新規申請件数		5	1	1	4	2
産 業 別	建設業 職別工事業 設備工事業				1 (1)	1 (1)
	電気・ガス・熱供給・水道業 ガス業	1 (1)				
	情報通信業 情報サービス業					
	卸売業・小売業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業	1 (1)		1 (1)		
	生活関連サービス業、娯楽業 その他の生活関連サービス業	1 (1)	1 (1)			
	医療、福祉 社会保険・社会福祉・介護事業		1 (1)		2 (2)	1 (1)
企 業 規 模 別	サービス業(他に分類されないもの) 職業紹介・労働者派遣業 廃棄物処理業 その他の事業サービス業	2 (1) (1)			1 (1)	
	1 ～ 9 人	1				1
	10 ～ 49 人	2	1	1	2	1
	50 ～ 99 人					
	100 ～ 299 人					
	300 ～ 499 人				2	
500人以上	2					

注) () は、内数である。

(2) あっせん事項別件数

新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-12表のとおりである。

令和7年の新規申請事件のあっせん事項は、「解雇」に関するものが1件、「その他賃金」に関するものが1件、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが2件となっている。

(4-12表) あっせん事項別件数(新規)

年次	3	4	5	6	7
あっせん事項					
経営又は人事 解雇 懲戒処分 退職 その他経営又は人事		1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
賃金等 退職一時金 諸手当 その他賃金	4 (1) (1) (2)				1 (1)
職場の人間関係 パワハラ・嫌がらせ	2 (2)			3 (3)	2 (2)
その他 その他	1 (1)				

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-13表のとおりである。

(4-13表) あっせん員構成別件数(新規)

年次	3	4	5	6	7
構成					
公1人、労1人、使1人	4	1	1	2	1
公2人、労1人、使1人				1	
指 名 な し	1			1	1
合 計	5	1	1	4	2

(4) 係属日数別件数

終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は、4-14表のとおりである。

(4-14表) 係属日数別件数

年 次		3	4	5	6	7
係 属 日 数	1日～10日	1			1	
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日	1				2
	61日～90日	2			2	1
	91日以上	1	1		1	
	計	5	1		4	
	平均日数	56.4	99.0		68.5	52.3

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

あっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く。）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の所要日数の状況は、4-15表のとおりである。

(4-15表) 所要日数別件数

年 次		3	4	5	6	7
所 要 日 数	1日～10日					
	11日～20日					1
	21日～30日	1				1
	31日～60日	2	1		2	
	61日～90日	1			1	
	91日以上					
	計	4	1		3	
	平均日数	42.75	57.0		56.3	20.0

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

3 あっせん事件の概要

令和7年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-16表のとおりである。

(4-16表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

(継続)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
6-4 (62)	A個別労働 関係紛争 あっせん事 件	(申請日) 6.12.5 (終結日) 7.1.26	【申請者】 使用者 【被申請者】 建設業 (10~49人) 【あっせん事項】 パワハラ・嫌がらせ 【あっせん回数】 1回 【経過】 使用者が、労働者から解雇通告と撤回の理由説明及びパワハラ被害に係る補償要求が止まないことから、その要求の終結を求めたもの。 あっせん員による労働者への聴き取りの過程で、退職の選択肢も示されたことから、使用者委員から使用者に対し、労働者の退職を含めた諸条件への譲歩を働きかけたが、労働者の退職を含めても、なお当事者双方の主張に隔たりが大きく、打切りも視野に入れざるを得ない状況であった。しかし、当事者双方に対し、あっせん員が粘り強く懸命の説得を重ねた結果、当事者双方からあっせん案に応じる意向が示された。 これを受けて、あっせん員が労働者の退職と和解金の支払いを含む和解条項をあっせん案としてまとめ提示したところ、当事者双方ともにこれを受諾し、本あっせんは解決した。	(公)石堂 渡部 (労)鈴木 (使)平野
		解決		
		53 (17)		7.1.10

(新規)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
7-1 (63)	B 個別労働 関係紛争 あっせん事 件	(申請日) 7. 4. 21 (終結日) 7. 6. 20	<p>【申請者】労働者 【被申請者】建設業（10人） 【あっせん事項】賃金減額、パワハラ 【あっせん回数】1回 【経過】 労働者が、不当な給料の減額分の支払と入社以来の様々な不条理な対応によって心身に不調を来し、退職せざるを得なかったことに対する慰謝料を求めたもの。 使用者に対し、パワハラについては双方相反する内容となっており、あっせんの場で真偽を確認することは難しいと説明し、また給与の減額については、事務局及び申請者の試算を解決金の目安とし、和解に向けた調整をしてもよいか確認したところ、早期解決を図るために合意は可能であることを確認した。また労働者に対しても、パワハラへの慰謝料請求は難しいと説明したところ、反論等はなく、試算を目安とした和解金を支払うとするあっせん案を受諾する意向が示されたことから、当事者双方ともにこれを受諾し、解決となった。</p>	(公)太田 (労)紺野 (使)石川
		解決		
		61 (23)		7. 5. 29

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
7-2 (64)	C個別労働 関係紛争 あっせん事 件	(申請日) 7.4.28 (終結日) 7.6.9	【申請者】 労働者 【被申請者】 学童保育 (5人) 【あっせん事項】 雇止め、パワハラ 【あっせん回数】 一回 【経過】 労働者が、一方的に雇用契約を打ち切られたほか、過酷な労働で身体を壊し、以前のように健康な状態で働けなくなったこと、同僚からの日常的な虐め・嫌がらせなどにより精神的苦痛を受けたことに対して慰謝料を求めたもの。 申請者から他の手続きに移行するとして取下書の提出があり、あっせんは終了した。	—
		取下げ		—
		43 (一)		—

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」は、あっせん開始（あっせん員指名）から終結までに要した日数である。

第4節 労働相談

1 労働相談の概況

労働相談件数及び労働相談内容別件数の状況は、4-17表のとおりである。

令和7年の労働相談件数は574件であり、前年（667件）と比較して13.9%減少した。

また、労働相談内容別では、「パワハラ・嫌がらせ」や「賃金・手当」、「社会保険・労働保険」に関する相談が多かった。

(4-17表) 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		3年	4年	5年	6年	7年
相談件数		448	628	643	667	574
相談内容	組合関係	4	6	20	14	2
	団体交渉	1	2	11	12	4
	解雇	38	29	53	61	46
	配置転換、出向・転籍	0	14	14	9	13
	復職	0	8	7	4	3
	懲戒処分	8	11	6	21	3
	退職	64	100	126	106	63
	賃金・手当	86	118	139	140	85
	労働契約	29	74	63	72	61
	労働時間	28	52	56	51	32
	休日・休暇・休業	46	86	85	91	71
	社会保険・労働保険	50	83	90	89	79
	セクハラ	2	6	7	8	7
	パワハラ・嫌がらせ	114	155	121	155	138
その他	91	110	111	115	143	

注) 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。

2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の労働相談需要に対応するとともに、労働委員会制度を県民に広く周知し、あつせん制度の利用機会を拡大することを目的とし、4-18表のとおり出前無料労働相談会を県内12箇所で開催し、8回開催し、11件の相談に対応した。

また、月例無料労働相談会を4-19表のとおり計画し、5回開催し、6件の相談に対応した。

(4-18表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者			相談 件数
		公益委員	労働者委員	使用者委員	
2月2日(日) 午後1時～4時	盛岡市 いわて県民情報交流 センター アイーナ	石堂 会長代理	山岸委員	石川委員	3
2月15日(土) 午後1時～4時	奥州市 奥州地区合同庁舎	山崎委員	佐々木委員	藤田委員	1
5月13日(火) 午後6時～9時	盛岡市 岩手県労働委員会	渡部委員	佐藤委員	平野委員	1
6月1日(日) 午後1時～4時	北上市 北上市生涯学習センター	山崎委員	山岸委員	松川委員	2
7月6日(日) 午後1時～4時	大船渡市 カメラアホール	石堂 会長代理	鈴木委員	柴田委員	1
8月6日(水) 午後5時～8時	北上市 北上市生涯学習センター	太田会長	佐々木委員	石川委員	1
9月7日(日) 午後1時～4時	遠野市(中止) あすもあ遠野	本田委員	紺野委員	藤田委員	—
10月5日(日) 午後1時～4時	二戸市(中止) 二戸市シビックセンター	山崎委員	鈴木委員	平野委員	—
10月8日(水) 午後6時～9時	盛岡市 岩手県労働委員会	石堂 会長代理	山岸委員	松川委員	1
10月26日(日)※ 午前10時 ～午後3時	盛岡市 いわて県民情報交流 センター アイーナ	太田会長	佐々木委員	柴田委員	(3) ※労働局 対応
11月9日(日) 午後1時～4時	一関市(中止) 一関市民センター	本田委員	紺野委員	石川委員	—
12月7日(日) 午後1時～4時	宮古市 宮古地区合同庁舎	太田会長	佐藤委員	藤田委員	1

※ 10月26日(盛岡市)は、岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催

(4-19表) 月例無料労働相談会開催状況(場所:盛岡市(岩手県労働委員会))

日 時	相談対応者			相談 件数
	公益委員	労働者委員	使用者委員	
1月24日(金) 午後1時15分～2時45分	渡部委員	鈴木委員	藤田委員	1
2月25日(火) 午後1時15分～2時45分	本田委員	山岸委員	柴田委員	1
3月26日(水)(中止) 午後1時15分～2時45分	山崎委員	佐藤委員	松川委員	—
4月24日(木)(中止) 午後1時15分～2時45分	太田会長	紺野委員	石川委員	—
5月23日(金) 午後3時15分～4時45分	石堂会長代理	佐々木委員	平野委員	2
6月25日(水)(中止) 午後3時15分～4時45分	本田委員	鈴木委員	藤田委員	—
7月25日(金) 午後3時15分～4時45分	山崎委員	山岸委員	柴田委員	1
8月22日(金)(中止) 午後3時30分～5時30分	渡部委員	佐藤委員	松川委員	—
9月19日(金)(中止) 午後1時45分～3時15分	太田会長	紺野委員	石川委員	—
10月20日(月)(中止) 午後3時15分～4時45分	石堂会長代理	佐々木委員	平野委員	—
11月25日(火)(中止) 午後3時15分～4時45分	本田委員	鈴木委員	松川委員	—
12月19日(金) 午後1時45分～2時45分	山崎委員	山岸委員	藤田委員	1

第5章 労働委員会の活性化

1 主な取組内容

令和7年度から、いわて県民計画と足並みを揃えた「労働委員会基本方針」を策定するとともに、年度毎に「行動計画」を立てることとし、4つの重点項目と3つの継続項目（「県民が利用しやすい労働相談」「委員会活動の周知」「委員と職員の資質向上」）に取り組んでいる。

(1) 重点項目①「個別あっせん制度の活用促進」

ア 関係団体訪問

弁護士会、社会保険労務士会を会長が訪問し、それぞれの団体の会長との意見交換を行った。それぞれの持つ紛争解決制度の状況や強みを共有するとともに、労委のあっせん制度の周知やあっせんに適した案件の紹介などについて連携を図ることとなった。

イ 市町・商工団体訪問

事務局において、市町及び商工会議所等へ訪問し、出前相談会の周知依頼をはじめ労働委員会の各種制度を紹介しながら、雇用労働環境についての情報交換を行った。（令和7年：4市町、4商工団体）

(2) 重点項目②「ワークルール等の周知」

人材の採用・定着につながるより良い職場環境づくりに向けて、県内の企業・学生・商工団体などを対象に、労働法、ワークルール、ハラスメント等をテーマとする出前講座を実施した。本年度はカスタマーハラスメントを含むハラスメント防止対策に関する講座の希望が増加しており、過去最高の実施回数となった。（令和7年：16回）

(3) 重点項目③「専門機関との連携体制構築」

メンタル不調者に対する相談対応スキルの向上や相談対応職員のメンタル対策のため、精神保健福祉センターから講師を招き研修会を開催した。（令和7年：2回）

(4) 重点項目④「DXの推進」

県民が利用しやすい環境づくりの強化として、電子申請システムによる労働組合の資格審査手続きの令和8年度当初からの導入に向けた準備を進めた。また、業務効率の向上に向けて、10月から新たな労働相談のデータベースをスタートさせ、資料作成の軽減、分析力の向上につなげた。

(5) 労働委員会制度創設80周年を契機とした委員会制度周知の取組み

令和7年度は、労働委員会制度創設80周年の記念の年であり、10月に盛岡駅での街頭広報、会長による記者レク、いわてわんこ広報室による広報に取り組んだ。年度末には80周年記念誌の発行を予定している。

2 今後の取組

現行の基本方針の目指す姿である、「希望に応じた多様な働き方ができる環境づくりの一助となるよう、公労使の三者で構成される労働委員会が、労使紛争の早期解決及び未然防止のため広く利用されている。」の実現に向け、令和8年度も引き続き、同方針に基づいた行動計画を策定のうえ、取組を推進していく。

資 料 編

1 不当労働行為（不公正労働行為）事件数

(1) 不公正労働行為事件（昭和21年～昭和24年）

区分 年別	取扱件数							終結件数						次年 繰越 件数	
	前 年 繰 越 し	新規申立て						合 計	処 罰 請 求	打 切 り	勸 告 和 解	自 主 解 決	警 告		合 計
		申立人別				該当法条別									
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	職 権	旧 労 組 法 十 一 条	旧 労 調 組 法 旧 十 四 十 条								
昭21		1				1		1			1			1	
22			2	1		2	1	3			2	1		3	
23		1	1		2	3	1	4	4	1	1		1	3	1
24	1	2	1		1	4		4	5		1	2	1	5	
計	—	4	4	1	3	10	2	12	—	1	2	5	3	12	—

(2) 不当労働行為事件（昭和24年～令和6年）

区分 年別	取扱件数												終結件数						次年 繰越 件数						
	前 年 繰 越 し	新規申立て											小 計	合 計	取下・和解			命令・決定			合 計				
		申立人別						労働組合法第7条該当号別							取 下 げ	和解		救済		棄 却		却 下			
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	1	2	3	4	1・ 2	1・ 3	1・ 4	2・ 3				1・ 2・ 3	無 関 与	関 与					全 部	一 部	
昭24		3	1		2						2			4	4		1	2					3	1	
25	1	1	5		5						1			6	7	1		3	1		2			7	
26		1	1		1								1	2	2	1	1							2	
27		1	2		1						1			3	3		1	1						2	1
28	1	1	2		1						2			3	4	1		1	1					3	1
29	1	1									1			1	2	1								1	1
30	1	3	1		1		2				1			4	5	1	2	2						5	
31			1		1									1	1			1						1	
32		1			1									1	1			1						1	
33			1		1									1	1			1						1	
34		7				1	2				2			7	7		2	1	1					4	3
35	3	2					1				1			2	5		1	4						5	
36		3				1					1		1	3	3		1	1						2	1
37	1	2			1						1			2	3	1	1	1						3	
38		4	1		1		3						1	5	5		3			1	1			5	
39		1	1		2									2	2			1						1	1
40	1	2									1			2	3			1						1	2
41	2	2		1							3			3	5			1						1	4
42	4	1		4	4								1	5	9			1						1	8
43	8	2		2	1	1					1	1		4	12	2		1	1					4	8
44	8	4		8	10		1				1			12	20		1	3						4	16
45	16	1	1	3	1						4			5	21		11	1						12	9
46	9			1	1									1	10		2							2	8
47	8														8		1	1	1					3	5
48	5	2		2	2								2	4	9		2	1						3	6
49	6	5		2	1	4					1			7	13		2	1		1				4	9
50	9	4		1		1					3			5	14		1	1	1	1				4	10
51	10	1		2	1		1				1			3	13		1	1	3					5	8
52	8	2	1	1	1						2			4	12	1								1	11
53	11	3					1				1			3	14			6						6	8
54	8	8		1	1	2	2				1	2		9	17	2								2	15

区分 年別	取扱件数													終結件数						次年 繰越 件数				
	前 年 繰 越 し	新規申立て											小 計	合 計	取下・和解			命令・決定			合 計			
		申立人別			労働組合法第7条該当号別										取 下 げ	和解		救済				棄 却	却 下	
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	1	2	3	4	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3				1 ・ 2 ・ 3	無 関 与	関 与	全 部					一 部
昭55	15	4		1					1		2		4	19	1	2	4				7	12		
56	12	3	1	1	1				2		1	1	5	17	1				2		3	14		
57	14	5				1			2		1	1	5	19	2	2	2		1		7	12		
58	12	9			1	2		1	3		2		9	21		2	2				4	17		
59	17	11		1	2	7	2					1	12	29	4	6	5				15	14		
60	14	2		1					1				2	16		3	2	1			6	10		
61	10	4		1	1	1			1		1	1	5	15	2		3				5	10		
62	10	7			1				2			4	7	17		1	1	1			3	14		
63	14	3				2			1				3	17			1				1	16		
平元	16	3			1	1			1				3	19		1	6				7	12		
2	12													12			4				4	8		
3	8													8				1			1	7		
4	7	2				1			1				2	9								9		
5	9	1				1							1	10		1	1				2	8		
6	8			1					1				1	9								9		
7	9													9				1			1	8		
8	8	1										1	1	9								9		
9	9	2				2							2	11	1		1				2	9		
10	9	4							1			3	4	13			2				2	11		
11	11	4			1			2		1			4	15								15		
12	15	2										2	2	17	1		1				2	15		
13	15													15	1		4	2			7	8		
14	8													8					1		1	7		
15	7	1			1								1	8								8		
16	8													8				1			1	7		
17	7	2									2		2	9	1						1	8		
18	8													8				1			1	7		
19	7	1						1					1	8	4					3	7	1		
20	1	1			1								1	2					2		2			
21		1			1								1	1			1				1			
22																								
23		1										1	1	1			(1)	1(1)			1			
24		1									1		1	1			1				1			
25		1			1								1	1								1		
26	1	1										1	1	2			1				1	1		
27	1	1						1	2				1	2			1				1	1		
28	1		3				1	2					3	4				1		3	4			
29			2				1	1					2	2						1	1	1		
30	1													1						1	1			
令元																								
2																								
3		1			1								1	1	1						1			
4																								
5																								
6																								
7																								
計	—	147	24	32	46	28	25	2	8	52	1	13	28	203	—	30	50	66	30	13	6	8	203	—

注) 括弧内の数字は、審査を分離し終結した件数である。

2 命令決定事件一覧表（命令決定年月日順）

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
1	昭和24(不)7	○		S24. 8. 31	S25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄却	再審査(労)
2	25(不)4		2	S25. 3. 18	S25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—
3	25(不)3		1	S25. 2. 17	S25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄却	—
4	27(不)3	○		S27. 12. 24	S28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	—
5	31(不)1		1	S31. 8. 11	S31. 10. 11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—
6	34(不)4	○		S34. 4. 13	S34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行訴(使)
7	34(不)1	○		S34. 3. 6	S34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
8	38(不)1	○		S38. 3. 13	S38. 9. 30 (併合)	202	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
9	38(不)2	○		S38. 3. 15		200	3	支配介入の排除、ポストノーティス	棄却	再審査(労)
10	39(不)2	○		S39. 6. 4	S41. 10. 14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)
11	42(不)1	○	1	S42. 1. 16	S43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	—
12	41(不)1	○		S41. 3. 28	S47. 11. 15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の遡及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	行訴(使)
13	49(不)7	○		S49. 8. 31	S49. 12. 27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使) (労)
14	45(不)5	○	1	S45. 12. 12	S50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	行訴(使)
15	50(不)2	○		S50. 1. 31	S50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—
16	49(不)4	○		S49. 5. 2	S51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノーティス	全部救済	行訴(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
17	50(不)3	○		S50. 4. 4	S51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	—
18	48(不)2	○	1	S48. 4. 12	S51. 10. 15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行 訴(使)
19	54(不)1	○		S54. 6. 21	S56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
20	54(不)5	○		S54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	
21	52(不)4		8	S52. 9. 20	S57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	○		S59. 5. 24	S60. 5. 16	358	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
23	59(不)11	○		S59. 10. 4	S62. 12. 10	1,163	1	処分取消、ポストノーティス	全部救済	—
24	62(不)7	○		S62. 12. 23	S63. 12. 27	371	2	団交応諾	全部救済	—
25	62(不)1	○		S62. 6. 26	H元. 5. 31 (併合)	706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
26	62(不)2	○		S62. 7. 9		693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノーティス	全部救済	
27	62(不)3	○		S62. 8. 3		668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノーティス	全部救済	
28	62(不)6	○		S62. 11. 18	H元. 6. 22	583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
29	62(不)5	○		S62. 11. 18	H元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額措置の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	○		S63. 2. 19	H元. 11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	○		S63. 2. 2	H2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	○		H元. 1. 26	H2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	○		H元. 3. 14	H2. 9. 4	540	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	終 結 年月日	処 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 況
		組合	個人							
34	昭和62(不)4	○		S62. 8. 3	H2. 12. 21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
35	63(不)3	○		S63. 11. 22	H3. 3. 25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、 ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
36	平成4(不)2	○		H4. 6. 1	H5. 9. 28	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	○	1	H6. 6. 6	H7. 7. 31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポ ストノーティス	一部救済	—
38	10(不)1	○		H10. 5. 8	H12. 3. 6	669	1・2・3	団交応諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁止、出 向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	○		H11. 1. 13	H13. 6. 21 (併合)	891	2	団交応諾	全部救済	行 訴(使)
40	11(不)2	○		H11. 4. 20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	
41	4(不)1	○		H4. 3. 25	H14. 3. 27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、 支配介入の排除、ポストノーティス	棄 却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	○		H15. 11. 4	H16. 11. 18	381	2	団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	○		H17. 7. 14	H18. 6. 15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、 団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	○	1,394	S48. 10. 9	H19. 2. 27	12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーティス	却 下 (一部取下げ)	—
45	50(不)1	○	14	S50. 1. 14		11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーティス	却 下 (一部取下げ)	—
46	51(不)3	○	19	S51. 6. 2		11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーティス	却 下 (一部取下げ)	—
47	51(不)1	○	1	S51. 1. 28	H19. 6. 25	11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	取 下 げ (一部却下)	—
48	52(不)2	○	3	S52. 8. 18		10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	取 下 げ (一部却下)	—
49	56(不)1	○	3	S56. 2. 27		9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	取 下 げ (一部却下)	—
50	61(不)1	○	2	S61. 2. 10		7,806	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取 下 げ (一部却下)	—

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	終結 年月日	処 日 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 況
		組合	個人							
51	平成19(不)1	○		H19. 6. 6	H20. 6. 30	391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交応諾	棄 却	再審査(労)
52	20(不)1	○		H20. 1. 4	H20. 6. 30	179	2	団交応諾、ポストノーティス	棄 却	—
53	21(不)1	○		H21. 6. 22	H21. 12. 11	173	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
54	23(不)1	○		H23. 2. 9	H23. 6. 20	132	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
					H23. 9. 13	217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の排除、ポストノーティス、謝罪	一部救済	—
55	25(不)1	○		H25. 5. 31	H26. 1. 26	241	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
56	27(不)1	○		H27. 9. 1	H28. 2. 26	179	2	団交応諾	全部救済	—
					H28. 9. 30	396	1	不利益取扱禁止、原職復帰、バックペイ、和解協定の履行	一部救済	再審査(使)
57	28(不)1		○	H28. 6. 23	H28. 12. 8	169	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーティス	却 下	再審査(労)
58	28(不)2		○	H28. 7. 19	H28. 12. 8	143	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーティス	却 下	再審査(労)
59	28(不)3		○	H28. 7. 19	H28. 12. 8	143	4	労働委員会事務への介入の排除、ポストノーティス	却 下	再審査(労)
60	29(不)1		○	H29. 1. 4	H29. 2. 28	56	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーティス	却 下	再審査(労)
61	29(不)2		○	H29. 12. 28	H30. 4. 3	97	4	ポストノーティス	却 下	再審査(労)

- (注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーティスは、文書掲示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。
2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書主文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。
また「一部救済」とは、命令書主文に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。
ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。

4 個別労働関係紛争のあつせん事件数（平成14年～令和7年）

年別	区分	取扱件数			取扱結果					翌年繰越し
		前繰越し	新規	計	解決	取下げ	打ち切り	不開始	計	
平	14		5	5	3	1			4	1
	15	1	2	3		2	1		3	
	16		2	2	2				2	
	17		7	7	6	1			7	
	18		1	1				1	1	
	19		2	2	1	1			2	
	20									
	21		1	1		1			1	
	22		2	2	1		1		2	
	23		2	2				1	1	1
	24	1	3	4	3			1	4	
	25		3	3	1		1		2	1
	26	1	1	2	2				2	
	27		8	8	1		5	1	7	1
	28	1	4	5			4	1	5	
令	29		3	3			2		2	1
	30	1	1	2			1		1	1
	元	1	2	3	2				2	1
	2	1	2	3	3				3	
	3		5	5		2	3		5	
	4		1	1	1				1	
	5		1	1						1
	6	1	4	5	2	2			4	1
	7	1	2	3	2	1			3	
合計		—	64	73	30	11	19	4	64	—

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあつせん」業務を行っている。

岩 手 県 労 働 委 員 会 年 報
(令和7年版)

[労働委員会制度創設80周年記念特別号]


令和8年3月発行

編 集 ・ 発 行 岩 手 県 労 働 委 員 会 事 務 局

(〒020-0021) 盛岡市中央通1丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル3階

T E L 019 (629) 6271・6275 (総務担当)

019 (629) 6276・6277 (審査調整担当)

フリーダイヤル  0120-610-797 (ろうどうでくな)

F A X 019 (629) 6274

ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/index.html>
